

令和6年度

こどもまんなか
こども家庭庁

こども家庭庁所管助成事業

こども家庭庁 成育局 保育政策課
認可外保育施設担当室

くるみん助成金 「くるみん認定・くるみんプラス認定」 「プラチナくるみん認定・プラチナくるみんプラス認定」 を受けた中小事業主に、助成金を支給します！

中小企業子ども・子育て支援環境整備助成事業（概要）

「新子育て安心プラン」の支援策の一つとして、「くるみん認定・くるみんプラス認定」「プラチナくるみん認定・プラチナくるみんプラス認定」を受けた中小事業主に対し、助成金を支給します。

実施期間：令和3年10月1日～令和9年3月末まで

助成額

上限50万円／事業主 ※対象となる事業の実施に要する経費（実費）

「令和6年度申請受付期間」

令和6年5月27日(月)～令和7年2月7日(金)

※予算の上限に達した場合、期間内であっても受付終了となります。

【助成申請手続きはくるみん助成金ポータルサイトへ】

一般財団法人女性労働協会 くるみん助成金事務局 URL：<https://kuruminjosei.jp/>

【助成制度や助成申請手続きなどの問い合わせ先】

電話：03-6453-7020 メール：info@kuruminjosei.jp

助成対象となる事業

中小事業主において、労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備を行う事業を対象とします。具体的には次のような取組を実施することとなります。

- ①労働者の育児休業等の取得を促進するための取組
- ②労働者の子育てを支援するための取組
- ③労働者の業務負担の軽減や所定外労働時間の削減等を図るための取組
- ④その他労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な取組

対象事業主

本助成事業は、次の（１）及び（２）の事業区分ごと、それぞれ定める要件を満たす事業主が助成の対象となります。助成要件等の審査を行った上で、助成を決定します。

（１）くるみん認定・くるみんプラス認定

【要件】 次の３つの要件を満たす事業主



- ①子ども・子育て支援法に規定する**一般事業主（事業主拠出金を納付している事業主）**であること。
- ②令和５年度または令和６年度（令和７年２月７日まで）において、「くるみん認定」又は「くるみんプラス認定」を受けたこと。
- ③次世代育成支援対策推進法に規定する**中小事業主（常時雇用する労働者数３００人以下の事業主）**であること。

- 事業主は行動計画の計画期間（２～５年間）終了後、都道府県労働局に申請し、くるみん認定・くるみんプラス認定を受けることとなります（各認定は、複数回受けることができます）。
- 本助成事業は、令和５年度または令和６年度に、くるみん認定・くるみんプラス認定を受けた事業主に助成を行うものであり、**１回の認定につき、１回の助成（上限５０万円／事業主）を行います**（助成の申請が必要です）。

（２）プラチナくるみん認定・プラチナくるみんプラス認定

【要件】 次の３つの要件を満たす事業主



- ①子ども・子育て支援法に規定する**一般事業主（事業主拠出金を納付している事業主）**であること。
- ②令和６年３月３１日時点において、「プラチナくるみん認定」又は「プラチナくるみんプラス認定」を受けていること。
- ③次世代育成支援対策推進法に規定する**中小事業主（常時雇用する労働者数３００人以下の事業主）**であること。

- 認定の流れは、くるみん認定・くるみんプラス認定と同様です（認定は１回のみ）。
- 本助成事業は、プラチナくるみん認定・プラチナくるみんプラス認定を受けている事業主に対し、認定が取り消されない限り、**認定を受けた翌年度から令和８年度まで毎年度、助成（上限５０万円／事業主）を行います**（毎年度、助成の申請が必要です）。

くるみん認定・くるみんプラス認定

プラチナくるみん認定・プラチナくるみんプラス認定について

次世代育成支援対策推進法において、事業主は、**労働者の仕事と子育てに関する「一般事業主行動計画」（行動計画）を策定**することとなっています。

行動計画に定めた目標を達成する等、一定の基準を満たした事業主は、都道府県労働局に申請することにより、**厚生労働大臣の認定（くるみん認定・くるみんプラス認定）**を受けることができます。さらに、くるみん認定を受けた事業主がより高い水準の基準を満たすと、**特例認定（プラチナくるみん認定・プラチナくるみんプラス認定）**を受けることができます。

くるみん認定制度の詳細については、厚生労働省のHPをご確認ください。

（厚生労働省HP）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/shokuba_kosodate/kurumin/index.html

子ども家庭庁所管助成事業

令和6年度 中小企業子ども・子育て支援環境整備助成事業 くるみん助成金

<助成対象事業と具体例一覧>

①労働者の育児休業等の取得を促進するための取組

○育児休業・時短勤務などを取得する労働者の業務を代替する労働者の確保

- ・育児休業・時短勤務などを取得する労働者の業務を代替する労働者の給与（くるみん認定に係る行動計画期間中に雇用した労働者を含む）
- ・育児休業・時短勤務などを取得する労働者の業務を代替する労働者を採用した場合の求人広告費・人材紹介料・面接にかかった費用
- ・育児休業・時短勤務などを取得する労働者の業務を代替する労働者を採用せず、社内（部署）で業務分担した場合の代替業務に対応した手当等（手当について定めた社内規程は必須）

○産前・産後休業、育児休業等の制度に関する周知、普及・啓発

- ・制度普及のためのパンフレットやポスターの作成等の費用
- ・社内研修・セミナーの実施、外部研修・セミナーの参加費用

○育児休業取得者の職場復帰時の支援等

- ・社内でのOJT研修・セミナーの実施、e-ラーニングの実施、外部セミナー・研修参加費用
- ・育休復帰支援サービス、保活コンシェルジュ等の利用に係る費用

②労働者の子育てを支援するための取組

○所定外労働の制限、短時間勤務制度やフレックスタイム制度等の制度の導入・周知

- ・制度導入にかかる費用（規定制定のための社労士費用等）
- ・制度普及のためのパンフレット・ポスター作成等の費用

○所定外労働の制限、短時間勤務制度やフレックスタイム制度等の制度の普及・啓発

- ・社内研修・セミナーの実施、外部研修・セミナー参加費用

○労働者のための事業所内保育施設または企業主導型保育所の設置運営

- ・育児用具、事故防止用備品、保育業務支援ソフトウェア・PC周辺整備等の費用
- ・運営している保育所の水道光熱費
- ・運営スタッフの給与、運営スタッフを採用した場合の求人広告・人材紹介料・面接にかかった費用
- ・保育事業者への運営業務委託費
- ・事業所内保育施設・企業内保育所の普及のためのパンフレット・ポスター作成等の費用

○労働者が利用した子育てサービスの費用の助成

- ・保育所、ベビーシッター、学童クラブ、ファミリーサポート等の育児支援サービス利用料の補助

③労働者の業務負担の軽減や所定外労働の削減などを図るための取組

○労働者の業務負担の軽減や所定外労働の削減などを図るための労働者の確保

- ・労働者の業務負担軽減や所定外労働の削減などを図るために増員する労働者の給与（くるみん認定に係る行動計画期間中に雇用した労働者を含む）
- ・労働者の業務負担軽減や所定外労働の削減などを図るために増員する労働者を採用した場合の求人広告費・人材紹介料・面接にかかった費用
- ・労働者の業務負担軽減や所定外労働の削減などを図るための外部業務委託費用

○「ノー残業デー」や「ノー残業ウィーク」等の制度導入・周知

- ・制度普及のためのパンフレット・ポスター作成等の費用

○職場内の意識啓発のための研修・セミナーの実施・参加

- ・社内研修・セミナーの実施、外部研修・セミナー参加費用

○所定外労働の削減に向けた措置

- ・勤怠管理システム等のデジタルツール導入費用、ランニングコスト
- ・所定外労働の削減に向けたインセンティブ（残業ゼロ手当等）の支給等

○在宅勤務やテレワーク（ICTを活用した場所にとらわれない働き方）などの制度導入・維持

- ・制度導入にかかる費用（規定制定のための社労士費用等）
- ・パソコン・タブレット・スマートフォン等の機器・周辺機器購入費用、リース代、ネットワーク整備費用、オンライン会議システム利用料等のランニングコスト
- ・在宅勤務手当

○業務効率化・省力化を図るための機械及び器具等の購入・ランニングコストの支払い

- ・パソコン・タブレット・スマートフォン等の機器・周辺機器購入費用、リース代、ネットワーク整備費用
- ・業務可視化ツール等の業務改善ソフト、RPA（業務自動化）の導入等の費用、ランニングコスト

④その他労働者の職業生活と家庭生活の両立が図られるようにするために必要な取組

○年次有給休暇の取得促進のための取組

- ・普及のためのパンフレット作成、セミナー・研修会の実施

○コンサルタントを活用した職場環境の改善のための取組

- ・コンサルタント相談費用

○女性労働者の就業継続やキャリア形成の支援のための取組

- ・社内研修・セミナーの実施、外部研修・セミナー参加費用

○その他労働者の職業生活と家庭生活との両立を図るための職場環境の改善や労働者の処遇改善に直接的に資する各種の取組

- ・福利厚生代行サービス（アプリ等も含む）の導入・利用費用（子育て支援サービスが含まれているもの）
- ・会社独自の支援金制度（出産見舞金、育児両立支援金、子ども手当等）※規定の社会保険等でカバーしないもの
- ・会社独自の特別有給休暇取得にかかる費用（子育て支援等に資するもの）
- ・普及のためのパンフレット・ポスター作成等の費用